

---

# 役員給与規程

(平成19年9月26日・平成19年度第3回理事会制定)

最近改正 (平成23年6月30日・平成23年度第2回理事会)

(適用)

第1条 財団法人JKAの役員の給与については、この規程の定めによる。

(給与の種類)

第2条 役員の給与は、本俸、特別暫定手当(常勤役員に限る。)及び賞与とする。

(本俸月額)

第3条 常勤役員の本俸月額は、次のとおりとする。

- (1) 会長 107万円
- (2) 副会長 91万5千円
- (3) 専務理事 86万円
- (4) 理事 82万円
- (5) 監事 68万9千円

(特別暫定手当月額)

第4条 特別暫定手当月額は、本俸月額に100分の12を乗じて得た額とする。

(給与の支給日)

第5条 給与は、賞与を除き毎月20日にその月額を支給する。ただし、支給日が休日にあたる時は、その前日に支給する。

(給与の支給方法)

第6条 新たに役員となった者のその月の給与は、その日から日割りによって計算した額を支給する。

2 役員が離任したときのその月の給与は、その月の初日からその日まで日割りによって計算した額を支給し、死亡したときは、その月の給与全額を支給する。

(賞与)

第7条 賞与は、原則として毎年2回、6月30日(前年の12月からその年の5月までの勤務に係るもの)及び12月10日(6月から11月までの勤務に係るもの)に支給する。

2 常勤役員の賞与の額は、当該役員が受けるべき本俸月額、特別暫定手当月額、本俸月額に10

---

0分の25を乗じて得た額及び本俸月額に特別暫定手当月額を加算した額に100分の20を乗じて得た額の合計額（前項の期間の途中で就任又は退職したときは、当該合計額にその期間における在職期間の占める割合を乗じて得た額）に、会長が別に定める割合を乗じて獲た額とする。

附 則

- 1 この規程は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成19年法律第82号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（平成19年10月1日）から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日に日本自転車振興会（以下「旧法人」という。）の役員として在籍していた者であって、引き続き本財団の役員となったものについては、旧法人の役員として在職した期間は、本財団の役員として在職した期間とみなしてこの規程を適用する。

附 則（平成20年3月27日・平成19年度第11回理事会）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月25日・平成21年度第3回理事会）

この規程は、平成21年6月30日から施行する。

附 則（平成22年9月22日・平成22年度第6回理事会）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年6月30日・平成23年度第2回理事会）

この規程は、平成23年6月30日から施行し、平成23年4月1日から適用する。